

茨木市総合保健福祉計画（第2次）

分野別計画

障害者施策に関する第4次長期計画 障害福祉計画（第5期） 障害児福祉計画（第1期）

概要版



平成30年（2018年）3月

茨木市

茨木市総合保健福祉計画（第2次）の概要

計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

- ◆茨木市総合保健福祉計画は、保健福祉施策を総合的・体系的に推進し、より効率的・効果的に市民福祉の向上を図ることを目的として、平成24年（2012年）3月に策定したものです。すべての市民がひとりの人間として尊重され、支え合い、助け合う中で生きがいを持って、安心して暮らしつづけられる福祉のまちづくりを目指し、これまで各施策を推進してきました。
- ◆前計画策定以降、市民の福祉ニーズや生活課題は更に多様化・複雑化し、より身近な相談場所や幅広い相談に対応できる体制が求められるようになっていきます。また、国では、すべての人々が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる新しい「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築や、子ども・高齢者・障害者などすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されています。
- ◆「地域共生社会」は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域での活動を「我が事」としてとらえて参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。
- ◆これらの考え方を踏まえ、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」を目指し、総合保健福祉計画（第2次）を策定するものです。

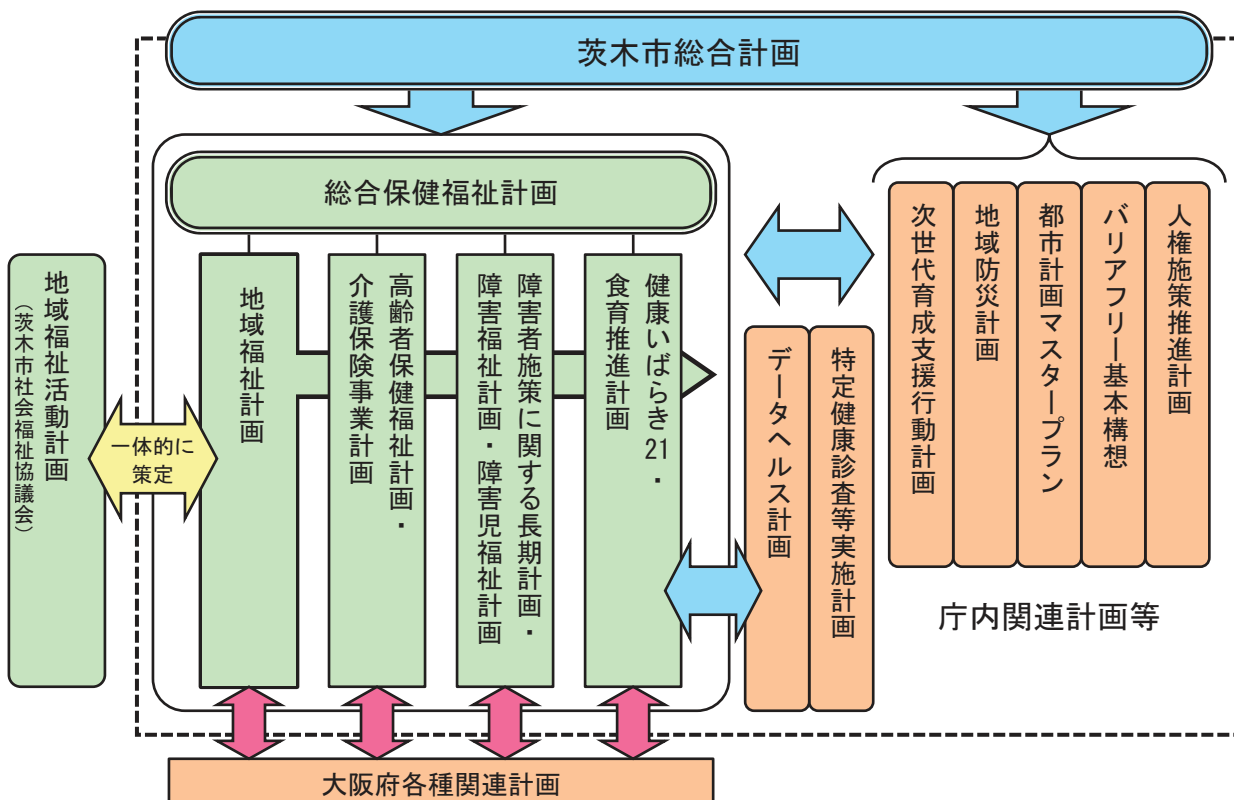
計画の期間

	平成24年度 (2012年度) ～平成29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)
総合保健福祉計画	(第 1 次)	(第 2 次)					
地域福祉計画	(第 2 次)	(第 3 次)					
高齢者保健福祉計画	(第 6 ・ 7 次)	(第 8 次)			(第 9 次)		
介護保険事業計画	(第 5 ・ 6 期)	(第 7 期)			(第 8 期)		
障害者施策に関する 長期計画	(第 3 次)	(第 4 次)					
障害福祉計画	(第 3 ・ 4 期)	(第 5 期)			(第 6 期)		
障害児福祉計画		(第 1 期)			(第 2 期)		
健康いばらき21・ 食育推進計画	(第 2 次)	(第 3 次)					

計画の位置付け

- ◆ 総合保健福祉計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画」に基づき、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の4分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画です。
- ◆ 「地域福祉計画」については、より効率的・効果的な地域福祉の推進体制の整備のため、茨木市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と共通の理念と基本目標に基づいて一体的に策定しています。
- ◆ 「健康いばらき21・食育推進計画」については、本市国民健康保険の健診結果やレセプトデータを活用し、保健事業の効率的・効果的な実施を図る「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び、特定健康診査・特定保健指導の実施方法等を定めた「特定健康診査等実施計画」と生活習慣病予防という目的を共有し、策定しています。
- ◆ 大阪府の各種関連計画をはじめ、「茨木市総合計画」に基づく「次世代育成支援行動計画」や「地域防災計画」、「都市計画マスタープラン」、「バリアフリー基本構想」、「人権施策推進計画」などの庁内関連計画とも連携、整合性を図り策定しています。

■ 各計画の位置付け・関連性



施策体系

理念

すべての人が健やかに、
支え合い暮らせる、
みんなが主役の地域共生のまちづくり
／包括的な支援体制の実現とともに／

基本目標

- ◆総合保健福祉計画では、理念に基づき各施策を推進するため、6つの基本目標を定め、分野別計画共通の目標とします。
- ◆各分野別計画については、理念と基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

基本目標 1

お互いにつながり支え合える

- ◆市民が地域の課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成と、様々な課題を「丸ごと」受け止める相談支援のネットワーク整備に努めます。

地域福祉計画 (地域福祉活動計画)

- ◎見守り体制・つなぎ機能の強化
- ◎地域福祉活動の推進
- ◎民生委員・児童委員活動の推進
- ◎更生保護活動の推進

基本目標 2

健康にいきいきと自立した生活を送る

- ◆生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るために専門的な支援が提供できる体制整備を行います。

- ◎生活困窮者の自立に向けた支援
- ◎生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

基本目標 3

“憩える・活躍できる”場をつくる

- ◆身近な地域で憩える居場所と、一人ひとりが培った力をいかせる場・機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

- ◎地域で活躍できる人材の育成
- ◎地域の交流・活動拠点づくりの推進

基本目標 4

一人ひとりの権利が尊重される

- ◆お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

- ◎権利擁護の推進

基本目標 5

安全・安心で必要な情報が活かされる

- ◆発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制や、災害等の緊急時に市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制を整備します。

- ◎情報提供の充実
- ◎災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握
- ◎地域防犯活動の充実

基本目標 6

社会保障制度の推進に努める

- ◆生活保護制度や介護保険制度等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。

- ◎生活保護制度の適正実施
- ◎社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

分野別計画の施策・取組

高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

- ◎地域包括支援センターの再編
- ◎地域包括支援センターの運営
- ◎高齢者の生活支援体制整備の推進

障害者施策に関する長期計画 障害福祉計画 障害児福祉計画

- ◎すべての人が支え合う共生社会への取組
- ◎交流を通じての相互理解の促進

健康いばらき21・ 食育推進計画

- 家庭、学校、地域の関係機関等と連携した健康づくりの推進
- 健康に関する相談の実施

- ◎介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備の推進
- ◎要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

- ◎地域での包括的な相談支援体制の構築
- ◎地域での自立した生活への支援の充実
- ◎精神障害者の地域での支援体制の充実
- ◎制度の谷間のない支援 など

- ◎食育推進（栄養・食生活）
- ◎身体活動（運動）
- ◎休養・こころの健康
- ◎たばこ対策
- ◎自己の健康管理
- ◎歯と口の健康
- ◎みんなで進める健康づくり

- ◎地域活動・社会参加の促進
- ◎身近な「居場所」の整備
- ◎世代間交流の取組
- ◎高齢者の「働く場」の創造

- ◎働きつづけられる環境の充実
- ◎余暇活動を通じた社会参加の促進

- 健康づくりの場・機会の拡大

- ◎認知症施策の推進
- ◎虐待防止対策の推進
- ◎権利擁護の推進

- ◎人権の尊重、差別のないまちづくりの推進
- ◎虐待防止対策の推進
- ◎権利擁護の推進

- ◎災害時に求められる医療・介護サービスの継続
- ◎情報公表制度の推進
- ◎安心して暮らせる環境の充実
- ◎高齢者の居住安定に係る施策との連携

- ◎情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保
- ◎移動手段の確保
- ◎安全・安心に暮らせる住まいづくり
- ◎防災の推進

- 健康や食の安全・安心等に関する情報の発信

- ◎介護保険制度の適正・円滑な運営
- ◎介護給付適正化事業の推進
- ◎在宅療養の推進

- ◎障害者制度の適正実施

◎：施策

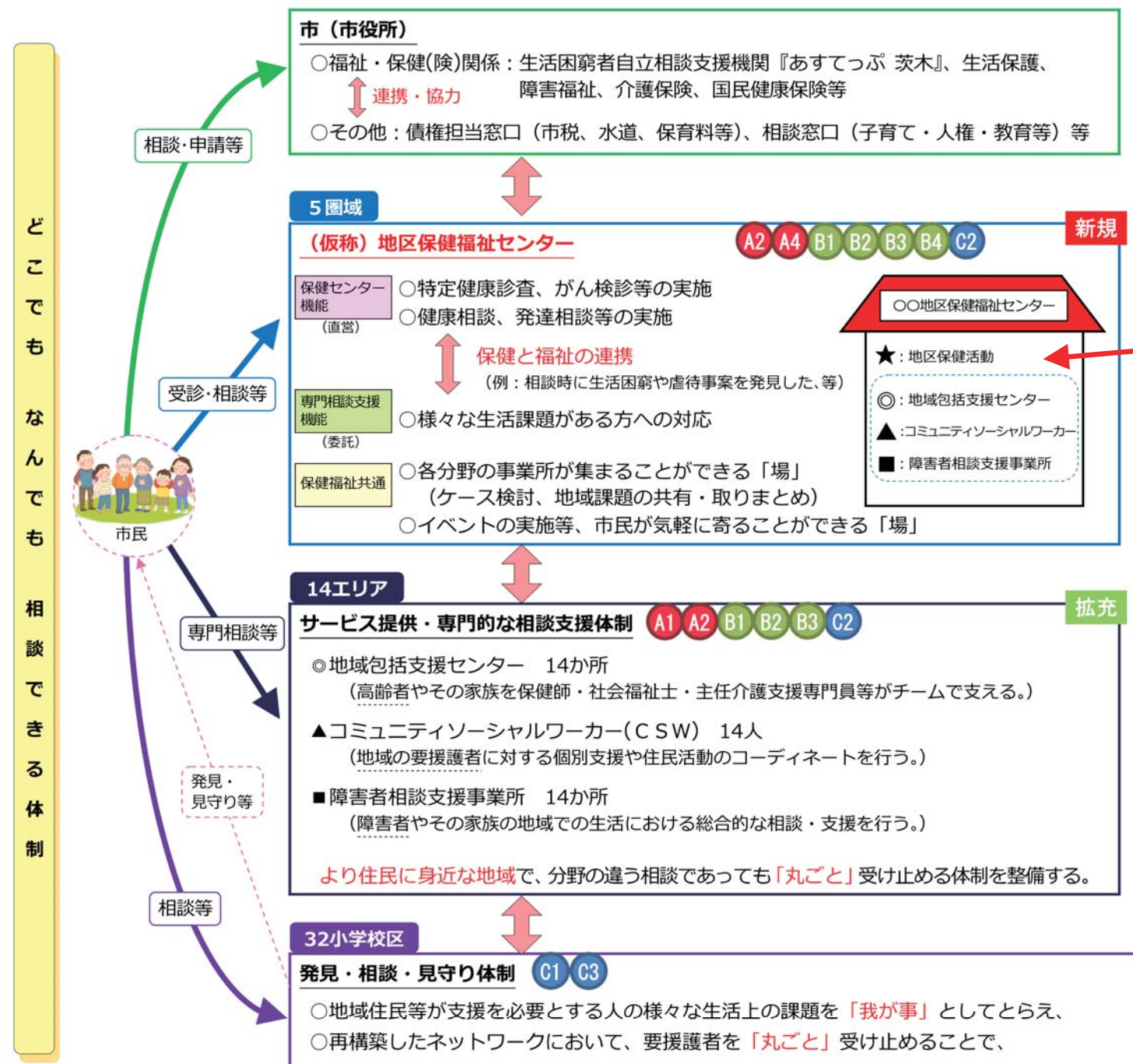
○：取組

総合保健福祉計画で推進する包括的支援体制のイメージ

総合保健福祉計画策定にあたっての課題等

1 市の課題 A1 高齢者の増加等により、サービス提供体制に見直しが必要。 A2 複雑多様化した生活課題への相談支援体制が必要。 A3 地域のネットワークの役割整理や統合が必要。 A4 特定健康診査、がん検診等の受診率が低い傾向にある。	2 市民の意見 （アンケート、ワークショップ等より） B1 1つの相談窓口で何でも相談したい。（なんでも聞いてくれる場） B2 アクセスしやすい。（近くにある） B3 専門知識を持った相談員に相談したい。 B4 出産・子育てに関して相談できる人が身近にいてほしい。
---	---

総合保健福祉計画で推進する包括的支援体制（平成30年度以降年次的に整備）

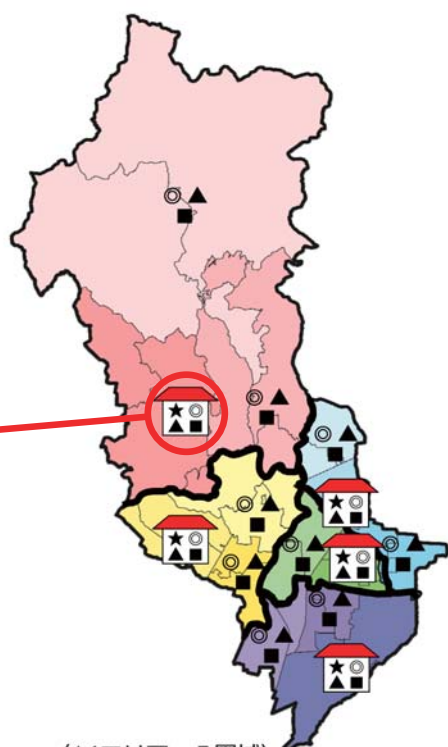


3 国の方向性

- C1 「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現
- C2 包括的な相談支援体制
- C3 住民主体の課題解決力強化

1～3をふまえて、

総合保健福祉計画では**各分野に共通する、
基盤づくりにあたる事項について記載**



〈14エリア・5圏域〉

*なお、(仮称)地区保健福祉センターの設置場所は未定であり、今後検討するものです。

*包括・障害事業所の増設に伴い、地理的条件に加え、対象者数の平準化を考慮して担当小学校区の組合せを決定。
2～3小学校区（1エリア）あたり
 { 高齢者 5,000人程度
 { 障害者 1,000人程度

エリア	圏域
清溪 忍頂寺 山手台	北
安威 福井 耳原	
豊川 郡山 彩都西	
太田 西河原	東
三島 庄栄	
東 白川	
春日 郡 畑田	西
沢池 西	
春日丘 穂積	
茨木 中条	中央
大池 中津	
天王 東奈良	南
玉櫛 水尾	
玉島 葦原	

地域課題を施策につなげていく仕組みづくり

新規

小学校区における地域課題を取りまとめる機能がない。

→ 再構築したネットワークからの地域課題を、(仮称)地区保健福祉センターが中心となって取りまとめ、市の施策へつなげる。

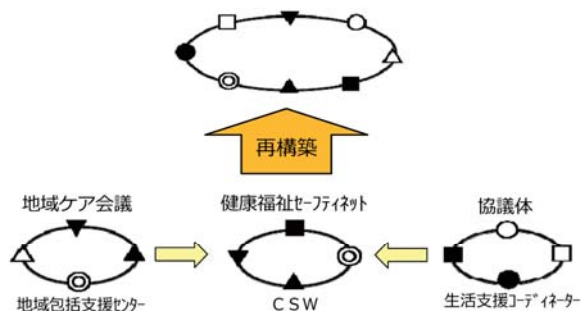


ネットワークの再構築 A3

再編

小学校区ごとに複数のネットワークがあり、機能や参加するメンバーが重複している。

→ 整理・統合により、効率的な体制を整備



機能強化

要介護者を早期に見出し、相談につなげる。
見守り・相談支援体制を強化する。

茨木市障害者施策に関する第4次長期計画 茨木市障害福祉計画（第5期） 茨木市障害児福祉計画（第1期）の概要

■策定の趣旨

- ◆障害者施策に関する長期計画は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、今後の障害者施策の推進のための指針（基本計画）として策定します。
- ◆障害福祉計画は、長期計画を上位計画とし、障害者施策を推進する実施計画と位置付け、成果目標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業等のサービス見込量を設定し、計画的にサービス基盤の整備を図ることを目的として策定します。
- ◆児童福祉法の改正に伴い、障害児福祉計画の策定が義務付けられたこともあり、長期計画・障害福祉計画との整合を図り、引き続き障害福祉施策を進めていくため、障害児福祉計画（第1期）は、障害福祉計画と一体的に策定し、3つの計画の推進を通じ、障害者施策の推進に取り組みます。

■障害のある人もない人も誰もが安心して暮らしつつけられるまちづくり

- ◆本市では、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を平成30年（2018年）3月（同年4月施行）に制定しました。本条例は、障害者にかかる関連法令の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らしつつけられるまちづくりを推進し、地域で共に支え合う「共に生きるまち茨木」を実現することを目的としています。
- ◆障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、本条例の趣旨や方向性等を踏まえて策定するとともに、本条例に基づいた施策等の実施により、総合保健福祉計画の理念を実現するため、本市、市民及び市民活動団体、事業者が互いに協力して、取組を推進します。

【茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例】

【条例の目的】

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について、基本理念を定め、市、市民及び市民活動団体並びに事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、「共に生きるまち茨木」の実現に寄与することを目的とする。

■ 主な取組

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

施策（１） すべての人が支え合う共生社会への取組

障害者の社会参加を促進するとともに、共に支え合う共生社会を実現し、今後も、障害者が地域で安心して暮らしつづけられるように、市民一人ひとりが合理的配慮の視点に立った行動ができるように取り組みます。また、ボランティアの確保や育成により、地域における担い手づくりに取り組みます。

主な取組

- ① つながり、支え合い、共に生きるための市民一人ひとりの取組
- ② 障害者を支えるボランティアなど担い手の充実

施策（２） 交流を通じての相互理解の促進

地域において障害に対する理解を深めるため、障害のある人となない人の交流を促進する事業の充実を図ります。また、障害者を含めた地域住民が集い、活動・交流できる居場所づくりを支援します。

主な取組

- ① 障害のある人となない人の交流事業の充実
- ② 障害者の社会参加を促進する地域での居場所づくり

基本目標 2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（１） 地域での包括的な相談支援体制の構築

「茨木市障害者基幹相談支援センター」を中心とした包括的な総合相談支援の推進に取り組みます。また、障害者や家族の様々なニーズに対応するため、相談支援事業所との連携による支援体制の強化やケアマネジメント体制の充実を図ります。

主な取組

- ① 「茨木市障害者基幹相談支援センター」による総合相談支援の推進
- ② 茨木市障害者地域自立支援協議会の機能強化と連携による支援体制の推進
- ③ 相談支援事業所との円滑な連携及び相談支援体制の強化
- ④ ケアマネジメント体制の充実

施策（２）地域での自立した生活への支援の充実

地域で自立した生活が送れるよう、自立支援給付事業や地域生活支援事業等の様々なサービス提供や地域生活支援拠点等の整備を推進し、地域での自立した生活への支援体制の充実を図ります。また、茨木市障害福祉サービス事業所連絡会と連携して、障害福祉サービスや事業者の質の向上を図ります。

主な取組

- ①自立支援給付事業、地域生活支援事業の充実
- ②地域移行・地域定着支援のための体制整備
- ③住まいの場の充実
- ④地域生活支援拠点等の整備
- ⑤適切なサービス提供と地域に根差した事業所運営の促進
- ⑥茨木市障害福祉サービス事業所連絡会との連携強化
- ⑦障害福祉サービス等情報公表
- ⑧計画相談支援の実施
- ⑨サービス提供事業者に対する支援・障害福祉サービスの質の確保
- ⑩サービスを担う人材の確保・育成

施策（３）精神障害者の地域での支援体制の充実

精神障害に対する理解促進を図るとともに、精神障害にも対応した地域における包括的な支援体制の充実に努めます。

主な取組

- ①精神障害者に対する地域における包括的なケア体制の充実
- ②精神障害に関する理解促進

施策（４）制度の谷間のない支援

難病患者や従来の３障害（身体・知的・精神）の枠組みでは支援が難しい高次脳機能障害、発達障害に対する支援の充実に努めます。

主な取組

- ①難病患者に対する障害福祉サービス等の円滑な利用による支援
- ②高次脳機能障害・発達障害に対する支援

施策（５）医療サービス提供体制等の充実

障害の軽減や機能回復等を図る自立支援医療などの医療サービスの制度周知や利用促進に努めます。地域で自立した生活を継続するため、関係機関等との連携によるリハビリテーション体制の充実に努めます。

主な取組

- ①医療への支援
- ②地域での機能訓練等リハビリテーション体制の充実

施策（６）医療的ケアの必要な方に対する支援

医療機関との連携体制の充実や福祉医療費助成制度（訪問看護含む）の利用促進により、医療的ケアの必要な方への支援体制の充実に努めます。また、医療的ケアに従事する人材確保の支援のための情報提供に努めます。

主な取組

- ①医療的ケアに対する支援体制の充実
- ②医療的ケアに適切に対応できる人材の確保

施策（７）保育・教育における支援の充実

児童発達支援センターや民間の児童発達支援事業所等との連携により、障害児等に対する相談支援や保育所等訪問支援を行い、早期療養体制の充実や障害児保育・教育の充実に図ります。医療的ケアが必要な障害児に対しては、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制の充実に努めます。

主な取組

- ①早期療育の充実
- ②障害児保育の充実
- ③障害児教育の充実
- ④児童発達支援センターによる総合的な障害児支援
- ⑤特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の充実

施策（８）学校教育・社会教育の充実

個別及び小集団での学習や交流教育を通じて小・中学校教育の充実に図る取組を推進するため、指導内容や方法の充実に図ります。また、スクールカウンセラー等との連携を図り、教育相談の充実に努めるとともに、専門的な知識や指導方法の習得に向けた教職員に対する研修の充実に努めます。

主な取組

- ①障害のある児童・生徒に対する小・中学校教育の充実
- ②小・中学校における教育相談体制・研修の充実

施策（９）障害教育の推進

障害についての正しい理解や認識を深める教育を推進するため、学校や家庭・地域における障害理解教育の充実や関係機関等との連携による福祉に関する学習機会の提供に努めます。

主な取組

- ①学校等における障害理解教育・学習活動の充実
- ②家庭・地域における障害教育・学習活動の充実

基本目標３ “憩える・活躍できる” 場をつくる

施策（１）働きつづけられる環境の充実

障害者が働きやすい職場環境づくりについて啓発を行い、障害者雇用に対する企業の取組を促進します。また、就労拡大に向けた支援体制の充実に努め、スマイルオフィスの活用や様々な就労体験を通じた雇用促進に取り組みます。

障害者優先調達推進法に基づく取組の推進や共同受注システムによる障害者就労施設等の受注件数の増加や工賃の向上を図ります。

主な取組

- ①障害者雇用及び働きやすい環境づくりに対する企業等の理解の促進
- ②各種助成制度などに関する周知
- ③雇用分野における差別の解消
- ④就労拡大に向けた支援体制の充実
- ⑤様々な就労体験を通じた障害者就労の促進
- ⑥スマイルオフィスを活用しての就労意欲の向上
- ⑦障害者優先調達推進法に基づく取組の推進
- ⑧共同受注システムの充実
- ⑨働きつづけるための就労相談の充実

施策（２）余暇活動を通じた社会参加の促進

文化芸術活動やスポーツなどの余暇活動を通じた社会参加の促進や様々な活動をする機会の充実に取り組みます。また、障害者が安心して余暇活動に参加できる環境づくりに市民や市民活動団体等と連携して取り組みます。

主な取組

- ①余暇活動を通じた社会参加の促進
- ②様々な余暇活動に参加しやすい環境づくり

基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）人権の尊重、差別のないまちづくりの推進

障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、「障害を理由とする不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」の内容について周知し、市民一人ひとりが主体的な取組が行えるよう啓発に努めます。また、市民及び市民活動団体、事業者と連携して、障害者週間における行事などを通じて、障害に対する理解と認識を深められるよう啓発を推進します。

主な取組

- ①障害に対する理解を深める啓発事業の充実
- ②障害を理由とする差別の禁止
- ③茨木市障害者差別解消支援協議会の設置
- ④市民及び市民活動団体、事業者と連携した啓発の推進

施策（２）虐待防止対策の推進

虐待の防止や虐待の早期発見、見守り体制の充実など虐待対応の強化に向けて関係機関との連携により取組を推進します。

主な取組

- ①虐待防止及び啓発への取組
- ②虐待対応の強化

施策（３）権利擁護の推進

成年後見制度や成年後見制度利用支援について利用促進を図り、権利擁護の推進に取り組みます。

主な取組

- ①権利擁護の推進
- ②成年後見制度利用支援の推進（利用支援事業・報酬助成事業）
- ③市民後見人の活用

基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策（１）情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保

障害者が障害特性に応じた方法で情報を得られるように、多様な情報提供体制の充実に努めます。また、手話奉仕員や点訳ボランティアなどの多様なコミュニケーションを支援する人材の確保と育成に取り組めます。

主な取組

- ①特性に応じた情報提供の充実
- ②多様なコミュニケーションを支援する人材の確保・育成

施策（２）移動手段の確保

市民活動団体等の移送サービスへの参入を促進し、移動支援の充実を図ります。

主な取組

- ①移動支援サービスの充実

施策（３）安全・安心に暮らせる住まいづくり

重度障害者等住宅改造助成事業や住宅改修の実施等により、住まいのバリアフリー化等に努めます。

主な取組

- ①住まいのバリアフリー化等の推進

施策（４）防災の推進

障害者が必要とする情報が取得できるように災害時の情報提供体制の充実に努めます。福祉避難所の設置や災害協定に基づく支援体制を整え、大規模災害時の要配慮者の安全・安心を確保する取組を推進します。

主な取組

- ①特性に応じた災害時の情報提供体制の充実
- ②福祉避難所の設置・災害協定に基づく支援体制の整備
- ③避難所における福祉ニーズへの対応

基本目標６ 社会保障制度の推進に努める

施策（１）障害者制度の適正実施

障害福祉サービス制度や福祉医療費助成制度等の障害者制度の推進に努めます。

主な取組

- ①障害福祉サービス制度の推進
- ②福祉医療費助成制度の推進
- ③各種手当制度の推進

障害福祉計画（第5期）

■第5期計画の目標設定と実現に向けた取組

- ◆入所施設に入所する障害者の地域生活への移行及び定着や福祉施設利用者の一般就労及び就労定着に向けた取組を進めるため、前計画（第1期～第4期）の目標値設定の考え方を継承するとともに、本市の実情を勘案し、平成32年度（2020年度）末を目標年度とする数値目標を新たに設定しました。

■障害福祉計画の成果目標

〔1〕福祉施設の入所者の地域生活への移行

■福祉施設の入所者の地域移行者数

平成28年度（2016年度）末 施設入所者数	平成32年度（2020年度）末 地域移行者数	
128人	13人	移行率9%以上

* 移行率：平成32年度（2020年度）末の国・大阪府の目標 平成28年度（2016年度）末施設入所者数の9%以上

■施設入所者の削減数

平成28年度（2016年度）末 施設入所者数	平成32年度（2020年度）末 施設入所者数の削減数	
128人	削減数3人 削減率2%以上	施設入所者数 125人

* 削減率：平成32年度（2020年度）末の国・大阪の目標 平成28年度（2016年度）末施設入所者数の2%以上

〔2〕精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度（2020年度）末 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
平成32年度（2020年度）末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

* 平成32年度（2020年度）末の国・大阪府の目標 平成32年度（2020年度）末までに協議の場を設置

〔3〕障害者の地域生活の支援

平成32年度（2020年度）末 地域生活支援拠点等の整備
平成32年度（2020年度）末までに少なくとも1つ整備

* 平成32年度（2020年度）末の国・大阪府の目標 平成32年度（2020年度）末までに少なくとも1つ整備

〔４〕福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

平成28年度（2016年度）末 一般就労への移行者数	平成32年度（2020年度）末 一般就労への移行者数	
34人	48人	平成28年度 （2016年度）対比 1.3倍以上

* 平成32年度（2020年度）末の国目標 平成28年度（2016年度）の一般就労への移行実績の1.5倍以上
 平成32年度（2020年度）末の大阪府目標 平成28年度（2016年度）の一般就労への移行実績の1.3倍以上
 （府全体1,700人以上）

②就労移行支援事業の利用者数

平成28年度（2016年度）末 就労移行支援事業利用者数	平成32年度（2020年度）末 就労移行支援事業利用者数	
57人	69人	平成28年度 （2016年度）対比 2割以上

* 平成32年度（2020年度）末の国・大阪府の目標 平成28年度（2016年度）末の利用者数の2割以上

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

平成32年度（2020年度）末 就労移行支援事業所ごとの就労移行率
就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

* 平成32年度（2020年度）末の国・大阪府の目標 平成32年度（2020年度）末において、就労移行支援事業所のうち
 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

④就労定着支援事業による1年後の職場定着率

平成32年度（2020年度）末 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率
80%以上

* 平成32年度（2020年度）末の国・大阪府の目標 平成32年度（2020年度）末までの1年後の職場定着率が80%以上

⑤就労継続支援（B型）事業所における平均月額工賃

平成32年度（2020年度） 平均月額工賃
14,490円

* 平成32年度（2020年度）の大阪府の目標 個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標工賃を踏まえた額

■ 自立支援給付の必要量の見込みと確保の方策

見込み量確保のための方策

- ◆ 障害福祉サービス提供体制が充実するように多様な事業者の参入促進を図ります。
- ◆ 市広報誌やホームページ、「障害者福祉のてびき」などを通じて利用者に対しサービスの周知を図ります。
- ◆ 障害者地域自立支援協議会や障害福祉サービス事業所連絡会などと連携しサービスの充実を図り、より利用しやすいサービスの提供に努めます。
- ◆ 短期入所については、新規施設の整備だけではなく、既存施設を活用した整備についても検討します。
- ◆ 事業者に対し、医療的ケアに関する研修等の情報の提供に努めます。
- ◆ 就労支援については、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園の機能の充実に努め、就労意欲の向上及び一般就労に向け、サービスの利用促進を図ります。
- ◆ グループホームについては、利用者が地域との関わりを持って、安心して生活を送るため、市内における社会資源の整備促進を図ります。
- ◆ 計画相談支援については、希望するすべての障害者に対し、サービス提供ができるように人材の確保と育成を図ります。
- ◆ 地域移行、地域定着支援については、障害者地域自立支援協議会との連携を強化し、地域移行等にかかる相談支援体制の充実に努めます。

① 訪問系サービス

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居宅介護	人	384	390	397
	時間	6,399	6,499	6,616
重度訪問介護	人	21	22	22
	時間	6,718	6,818	6,818
同行援護	人	60	60	60
	時間	1,552	1,552	1,552
行動援護	人	2	2	2
	時間	120	120	120
重度障害者等包括支援	人	1	1	1
	時間	75	75	75

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

② 短期入所

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
短期入所	人	207	211	215
	人日	893	910	928

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

③日中活動系サービス

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
生活介護	人	519	528	537
	人日	9,747	9,916	10,085
自立訓練（機能訓練）	人	5	5	5
	人日	75	75	75
自立訓練（生活訓練）	人	17	18	19
	人日	267	282	298
就労移行支援	人	63	66	69
	人日	988	1,035	1,082
就労継続支援（A型）	人	100	102	104
	人日	1,845	1,882	1,919
就労継続支援（B型）	人	332	338	344
	人日	5,570	5,670	5,771
就労定着支援	人	7	8	9
療養介護	人	26	27	28

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

④居住系サービス

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
共同生活援助（グループホーム）	人	239	244	249
施設入所支援	人	127	126	125
自立生活援助	人	3	4	5

* 数値は月間の平均利用人員

⑤計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
計画相談支援	人	566	576	586
地域移行支援	人	8	10	13
地域定着支援	人	3	4	6

* 計画相談支援は月間の平均利用人員（モニタリング含む）

* 地域移行支援、地域定着支援は年間の利用人員

■ 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方策

見込み量確保のための方策

- ◆ 地域生活支援事業のサービス提供体制が充実するように、多様な事業者の参入促進を図ります。
- ◆ 市広報誌やホームページ、「障害者福祉のてびき」などを通じて利用者に対しサービスの周知を図ります。
- ◆ 障害者地域自立支援協議会や障害福祉サービス事業所連絡会などと連携しサービスの充実に努め、より利用しやすいサービスの提供に努めます。
- ◆ 相談支援については、関係機関による従事者養成講座等についての情報を事業者を提供し、サービスに従事する人材育成及びサービスの質の向上を図ります。
- ◆ 基幹相談支援センターについては、障害者相談支援事業所との適切な役割分担のもと、連携を図りながら、相談支援体制の充実や相談支援従事者の質の向上に努めます。
- ◆ 成年後見制度利用支援事業については、障害者相談支援事業所等と連携し、対象となる利用者の把握に努めるとともに制度の周知を図り、利用促進に努めます。
- ◆ 意思疎通支援事業については、登録手話通訳者の研修等を実施し、資質の向上に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、手話通訳者等の派遣体制の充実に努めます。
- ◆ 日常生活用具給付等事業については、利用者のニーズを把握するとともに、広くサービスの周知を図ります。
- ◆ 移動支援事業については、講座等を実施し、移動支援についての人材育成に努めます。
- ◆ 地域活動支援センターについては、活動内容の充実やサービスの利用促進に向け、情報提供等により支援します。
- ◆ 日中一時支援事業等については、事業者へ働きかけ、サービス提供体制の確保及び充実に努めます。

① 理解促進研修・啓発事業

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
自発的活動支援事業	有無	有	有	有

③相談支援事業

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害者相談支援事業	か所	7	10	10
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
成年後見制度利用支援事業	人	8	11	13

* 数値は年間の利用人数

⑤手話奉仕員養成研修事業

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話奉仕員養成研修事業	人	54	55	56

* 数値は年間の養成研修修了者数

⑥意思疎通支援を行う者の派遣事業

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話通訳者派遣事業	件	61	62	63
	時間	738	750	763
要約筆記者派遣事業	件	10	11	12
	時間	109	114	121
手話通訳者設置事業	人	5	5	5

* 数値は年間量

⑦日常生活用具給付等事業

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護・訓練支援用具	件	26	26	26
自立生活支援用具	件	48	49	50
在宅療養等支援用具	件	35	36	37
情報・意思疎通支援用具	件	67	68	69
排せつ管理支援用具	件	1,431	1,455	1,480
住宅改修費	件	5	5	5

* 数値は年間量

⑧移動支援事業

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
移動支援事業	人	686	698	710
	時間	98,310	100,029	101,749

* 数値は年間量

⑨地域活動支援センター

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用人数	人	447	455	463
I 型	か所	1	1	1
II 型	か所	1	1	1
III 型	か所	5	5	5

* 数値は年間量

⑩その他の事業（任意事業）

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
訪問入浴サービス事業	人	38	39	40
日中一時支援事業	人	1,310	1,332	1,355
	人日	1,499	1,524	1,550

* 数値は年間量



障害児福祉計画（第1期）

■ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ◆ 障害児福祉計画（第1期）は、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、保健、医療、保育、教育等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指します。
- ◆ 障害児支援の提供体制の確保に関しては、次の5つの視点を基本的な考え方として設定し、障害児の「療育・保育・教育体制の充実」に向けた取組を展開していきます。

- ①乳幼児期から成人期につなぐ切れ目のない地域支援体制の構築
- ②保育、教育、医療等の関係機関と連携した総合的な支援
- ③地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進
- ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

- ◆ 障害児福祉計画は、障害児支援の提供体制に係る保健・医療・保育・教育等の関係機関との連携や次世代育成支援行動計画（第3期）との整合性を保ちながら推進します。

■ 障害児福祉計画の成果目標

〔1〕 児童発達支援センター

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
福祉型児童発達支援センター	か所	1	1	1
医療型児童発達支援センター	か所	1	1	1

〔2〕 保育所等訪問支援

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
保育所等訪問支援事業所数	か所	3	3	3

〔3〕 医療的ニーズへの対応

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
重症心身障害児が利用することのできる児童発達支援事業所数（医療型児童発達支援センターを含む）	か所	2	2	2
重症心身障害児が利用することのできる放課後等デイサービス事業所数	か所	3	3	4

〔４〕医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置とコーディネーターの配置

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
関係機関の協議の場を設置	か所	1	1	1

- ◆医療的ケアが必要な児童に対しては、保健、医療、福祉、保育、教育等多くの分野が共通の理解に基づき、協働して支援する必要があることから、関連分野の支援を調整するコーディネーターを、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に配置します。

■障害児通所支援等の必要量の見込みと確保の方策

〔１〕障害児通所支援

見込み量確保のための方策

- ◆保育所等訪問支援については、引き続き、利用者（保護者）や受け入れ先である保育所、幼稚園、学校等に対して事業の理解が進むように制度の周知等に努めます。また、居宅訪問型児童発達支援については、今後の支援ニーズや対象者の把握に努める必要があります。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	人	496	496	496
	人日	2,395	2,395	2,395
医療型児童発達支援	人	90	90	90
	人日	629	629	629
放課後等デイサービス	人	990	1,089	1,198
	人日	6,226	7,408	8,815
保育所等訪問支援	回	16	20	24
居宅訪問型児童発達支援	回	5	5	5

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」
保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は、月間の平均利用人員

〔２〕障害児相談支援

見込み量確保のための方策

- ◆相談支援専門員の増員や新規事業所の開設を働きかけるなど、障害児相談支援体制の更なる充実に努める必要があります。

サービス種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害児相談支援	人	86	102	118

* 障害児相談支援は月間の平均利用人員（モニタリング含む）

茨木市民憲章

わたくしたちは 茨木市民です
わたくしたちの 茨木市は
京阪神を結ぶ要路にあって
めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ
発展しつづけている希望のまちです
わたくしたちは
このまちの市民であることに誇りと責任をもち
みんなのしあわせをねがって
より住みよい郷土をつくるために
この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年（1966年）11月3日制定

茨木市総合保健福祉計画（第2次）

分野別計画

障害者施策に関する第4次長期計画

障害福祉計画（第5期）

障害児福祉計画（第1期）

概要版

平成30年（2018年）3月

発行：茨木市

住所：〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話番号：072-622-8121（代表）

URL：<http://www.city.ibaraki.osaka.jp>